

事務処理要領の一部改定新旧対照表

変 更 後	現 行
<p style="text-align: center;">第 8 章 借入れによる補てん金の返納</p> <p>1. 平成 20 年 7 - 9 月期以降の借入による補てん金の返納 未返納者は、返納が完了するまでは、基本契約及び数量契約を締結できない。</p> <p>2. 令和 4 年 7 - 9 月期以降の借入による補てん金の返納 令和 5 年度以降契約を非継続または契約数量が令和 4 年度対比 20%以上減少（令和 4 年度の契約が無い場合は令和 5 年度対比 20%以上減少）し、それが合理的な理由によらない場合および確認書の提出がない場合は、令和 4 年度 7 - 9 月期以降、借入による補てんを行った補てん金のうち借入相当額の返納を求めるとともに、返納があるまでは次年度以降全農基金に加入できない。</p> <p>(1) 1 号会員は 7 月末までに、契約未継続または契約数量が令和 4 年度対比 20%以上減少（令和 4 年度の契約が無い場合は令和 5 年度対比 20%以上減少）し、それが合理的な理由によらない生産者および確認書の提出がない生産者の氏名と契約数量を基金に通知する。</p> <p>(2) 基金は 9 月中旬までに、全農基金・畜産基金の合計契約数量が令和 4 年度の両基金との契約数量対比 20%以上減少（令和 4 年度の契約が無い場合は令和 5 年度対比 20%以上減少）し、それが合理的な理由によらない生産者および確認書の提出に応じない生産者に対し、1 号会員～単協を通じて返納を依頼する。返納金の基金への納入期限は 11 月末とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 8 章 借入れによる補てん金の返納</p> <p>1. 平成 20 年 7 - 9 月期以降の借入による補てん金の返納 未返納者は、返納が完了するまでは、基本契約及び数量契約を締結できない。</p> <p>2. 令和 4 年 7 - 9 月期以降の借入による補てん金の返納 令和 5 年度以降契約を非継続または契約数量が令和 4 年度対比 20%以上減少し、それが合理的な理由によらない場合および確認書の提出がない場合は、令和 4 年度 7 - 9 月期以降、借入による補てんを行った補てん金のうち借入相当額の返納を求めるとともに、返納があるまでは次年度以降全農基金に加入できない。</p> <p>(1) 1 号会員は 7 月末までに、契約未継続または契約数量が令和 4 年度対比 20%以上減少し、それが合理的な理由によらない生産者および確認書の提出がない生産者の氏名と契約数量を基金に通知する。</p> <p>(2) 基金は 9 月中旬までに、全農基金・畜産基金の合計契約数量が令和 4 年度の両基金との契約数量対比 20%以上減少し、それが合理的な理由によらない生産者および確認書の提出に応じない生産者に対し、1 号会員～単協を通じて返納を依頼する。返納金の基金への納入期限は 11 月末とする。</p>

事務処理要領の一部改定新旧対照表

変 更 後	現 行
<p>3. 確認書について</p> <p>令和5年度以降契約を非更新または契約数量が令和4年度対比 20%以上減少 <u>(令和4年度の契約が無い場合は令和5年度対比 20%以上減少)</u>する生産者は、それが合理的な理由による場合は、別に定める確認書を単協等を通じて基金に提出する。</p> <p>(1) ~ (3) [略]</p> <p>(4) <u>令和5年度以降の契約数量が令和4年度対比 20%以上減少しても、以前に提出した確認書により減少の理由が説明できる場合は、再提出する必要はない。</u></p> <p>4. [略]</p>	<p>3. 確認書について</p> <p>令和5年度以降契約を非更新または契約数量が令和4年度対比 20%以上減少する生産者は、それが合理的な理由による場合は、別に定める確認書を単協等を通じて基金に提出する。</p> <p>(1) ~ (3) [略]</p> <p>4. [略]</p>

